

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (9)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (9)

第三章 国民の権利及び義務

— 「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明 —

憲法第22条「住居・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由」は、自由権の中の「経済的自由」の中に位置します。

自由権

- 精神的自由
- 経済的自由
- 身体的自由 ※

第二十二條【住居・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

条文説明

職業は生活を維持する経済活動です。同時に、個人の人格を形成し展開をはかる活動でもあります。したがって、職業選択自由の規制は厳格な対応・解釈が必要です。

1項は、自己の従事する職業を決定し、遂行する自由を規定しています。ただし、反社会的な職業は禁止され、政策的見地から、職業が高度の専門性をもつ資格制となっている、弁護士、医師、薬剤師など、公益的見地からの事業（郵便など）及び、開業するにつき、一定の制限を受ける許可制事業（許可制：電気・ガス・交通など）がありますが、これは合理的な制限（公共の福祉の要請）であり憲法違反ではありません。

2項は、外国移住及び国籍離脱の自由を規定しています。外国へ移住する自由、強制的に外国へ移住させられない自由なども含まれます。国籍については、国籍法に規定されています。国籍法第11条によると、国籍を離脱するには外国籍の取得が必要とされています。

語句説明

国 籍・・・国家の所属員として、その一国民であるという身分・資格。

離 脱・・・ぬけ離れること。所属から離れること。

第二十三條【学問の自由】

学問の自由は、これを保障する。

学問の自由は、精神的自由権の一種であると考えられています。

自由権

- 精神的自由
- 経済的自由
- 身体的自由 ※

※ 身体的自由権の内容

- 奴隷的拘束・苦役からの自由
- 適正手続の保障
- 刑事上手続きの保障（不当に逮捕されない権利など）

条文説明

学問の自由を保障する規定は、学問研究への圧力や国家的な統制が及ばないように、学問の自由が保障

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

されています。

ただ今日、遺伝子組み換えやクローン技術の研究の分野で、学問研究の自由が絶対的なものとして、許されてよいのかが問題視されています。

学問の自由の内容

学問の自由の内容として、①学問の研究の自由、②研究成果発表の自由、③教授の自由、さらに、大学の自治が保障されていると考えられています。

大学の自治とは、大学が学問、研究、教育といったことについて外部の干渉を受けることなく、自ら決定できるということです。これは大学が学問研究の中心であり、大学の運営について国家権力、警察権力が介入することにより学問の自由な研究ができなくなるからです。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library

JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト

【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.